

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

渡里幹線水路改修その８工事

特 別 仕 様 書

【 当 初 】

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総 則

那珂川沿岸農業水利事業（二期）渡里幹線水路改修その8工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。

なお同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、渡里幹線水路の改修を行うものである。

2. 施工場所

茨城県水戸市河和田町地内ほか

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1）区 間 施工延長 $L = 1,081.558\text{m}$

施工始点 測点 BNo. 0+0.000

施工終点 測点 BNo. 21+31.558

（2）内 訳

表面被覆工 5,885m²

断面修復工 26.9m²

目地補修工 660m

嵩上げ工 90m

仮設工 1 式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。なお、「工事数量表」の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更にて処理する。

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内調査は、渡里幹線水路の通水期間終了後の9月1日以降とする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は工事を行わない。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、午後5時から午前8時まで。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書「第1編第1章1-1-9」に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている169日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月17日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

7. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「粘性土」を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 振動及び騒音対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、現状見込んでいないが、条件変更等に伴い配置が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

1) 一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。

2) 公道の通行に当たっては、一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないよう留意するとともに事故防止に努めなければならない。

3) 資機材及び建設発生土の搬出等により、路面の汚損が生じないように留意するものとする。

(4) 防塵対策

下地処理の洗浄水等及びはつり処理等における防塵対策については、近隣の樹木・農作物・民家・施設等に影響を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地状況等により、防塵対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 安全対策

工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。

なお、工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

3. 隣接地に対する措置

本工事範囲及び周辺部の既設構造物に影響を与える恐れがある場合は、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事実施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うと共に、事後の処理については、監督職員と協議しなければならない。

4. 関係機関との協議

関係機関との協議は発注者側にて行うが、工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用進入路

工事用進入路は、一般道を使用することとしているので、一般車の通行に支障をきたさないよう十分留意しなければならない。

なお、現道の拡幅や隅切りが必要と判断される場合は、監督職員と協議しなければならない。

2. 水替工

水路内の水替え工は、始点部湧水处理及び水路内調査、下地処理工(高圧洗浄工)に伴う排水を計上している。

なお、高圧洗浄工施工時の排水は、施工終点に土のうを設置し、懸濁液を沈殿処理したのち細粒分のない上水を工区外に排出するものとする。

また、上記のほか目地、ウイープホールからの湧水や流入水の処理が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

測点 BNo. 0 : $Q_{\max}=6.0\text{m}^3$ 未満/hr/箇所

測点 BNo. 4+13.647 : $Q_{\max}=6.0\text{m}^3$ 未満/hr/箇所

測点 BNo. 9+29.900 : $Q_{\max}=6.0\text{m}^3$ 未満/hr/箇所

測点 BNo. 21+31.558 : $Q_{\max}=6.0\text{m}^3$ 未満/hr/箇所

3. 養生工

水路補修工において、1月の養生は特殊養生を計画しているが、施工時期や外気温等の施工環境により一般養生で可能な場合は監督職員と協議するものとする。

4. 施工ヤード

本工事施工に当たり施工ヤードの設置を予定しているので、図面にに基づき設置しなければならない。
なお、その使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

5. 水路内仮設

渡里幹線水路には管理用道路が無いため、水路内を資材運搬等のため通行する計画である。詳細は第9章7項(2)に示す。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。

令和6年10月1日～令和7年3月31日（予定）

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員立会の上、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、関係地権者の立会の上、確認を受けなければならない。
- (3) 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事に使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日交付）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

(1) プライマー(水路補修工)

プライマーは、下表の品質規格を満足するものとする。

品質管理	試験方法	規格
付着強度	JSCE -K531(-2013)	1.5 N/mm ² 以上（多湿条件）
打設有効時間		3時間

(2) 表面被覆材及び断面修復材

表面被覆工及び断面修復工で使用する材料は、下表の品質規格を満足する繊維混入ポリマーセメント系モルタル又は同等品以上を使用するものとする。

試験方法等		規格値
促進中性化試験	JIS A 1153 促進期間4週間	中性化深さ5mm以下（中性化速度係数18mm/√年以下）
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度20±2℃、相対湿度60±10%で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数10サイクル	各試験条件における付着強度 標準条件：1.5 N/mm ² 以上 多湿条件：1.5 N/mm ² 以上 低温条件：1.5 N/mm ² 以上 水中条件：1.0 N/mm ² 以上 乾湿繰り返し条件：1.0 N/mm ² 以上 温冷繰り返し条件：1.0 N/mm ² 以上

圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	21.0 N/mm ² 以上
長さ変化率 試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2 日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05% 以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5 以下、 HPFRCC：2.5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A 法) 試験条件：凍結融解 300 サイクル	相対動弾性係数 85% 以上

(3) 目地充填材

目地充填工法で使用する弾性シーリング材はシリコン系と同等以上の性能を有するものとし、下表の品質規格を満足するものとする。

試験方法等		規格値
促進耐候性試験	JSCE-K511 (キセノン 1,000 時間又はサンシャイン 600 時間)	膨れ、ひび割れ、剥がれないこと
引張付着性試験	JIA A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	標準条件：伸び 100% 以上
	+23℃水中で 28 日浸漬後、JIA A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	水中条件：伸び 60% 以上
	5℃で 28 日養生後、JIA A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	低温条件：伸び 100% 以上
止水性試験	目地充填工法の止水性試験方法 (案) (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3 分)	漏水が認められないこと
耐久性試験	JIS A 1439 の 5.17 の「耐久性試験」における目地幅の拡大・縮小 変化率±20%×繰返し回数 3,650 回 評価は JIS A 5758 の 8.「検査」による	剥離・破断のないこと
ダンベル状試験片	+23℃水中で 28 日浸漬後、JIS K 6251 ダンベル 2 号試験体の重量変化率を JIS A 1439 の 5.20 「養生後」と比較	吸水率 10% 以下
引張接着性試験	JIS A 1439 の 5.20 「引張接着性試験」	50%モジュラス 0.2N/mm ² 以上

(4) 目地材

伸縮目地材 (エラスチックフィラー) t=10 mm 硬度 25HS 以上

(5) 土木安定シート

強度 1220N/5 cm 以上、かつ厚さ 0.37 mm 以上

(6) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラン プ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
鉄 筋 コン クリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	嵩上げコン クリート

※) 粗骨材最大寸法 25mm は地域的に骨材の入手が困難な場合、20mm の使用を可能とする。

(7) 鋼材類

鉄筋 SD295A D13

(8) 鉄鋼材

- 1) ステップ φ19 樹脂被覆加工
- 2) ネットフェンス 亜鉛メッキ

(9) 防錆材

断面修復工に使用する防錆材は、下表の品質規格を満足するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値	
耐アルカリ性の 確認	日本建築学会「鉄筋コン クリート建築物の耐久性調 査・診断及び補修指針 (案) ・ 同解説」 鉄筋コンクリート補修用防 錆材の品質基準 (案)	塗膜に異常が認められないこと	
鉄筋に対する付 着強度試験		付着強さ 7.8N/mm ² 以上	
防錆性試験		処理部	普通モルタルの錆の 発生率の 50%以上
		未処理部	普通モルタルの錆の 発生率の-10%以上

(10) 断面充填材

ポリマーセメントモルタル

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、その他の材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合はこれに応じなければならない。

材 料 名	提 出 物
プライマー	カタログ、試験成績書
表面被覆材	配合設計書、カタログ、試験成績書
断面修復材	配合設計書、カタログ、試験成績書

目地充填材	カタログ、試験成績書
断面充填材	カタログ、試験成績書
防錆材	カタログ、試験成績書
ひび割れ補修材	配合設計書、カタログ、試験成績書
目地補修のバックアップ材	カタログ、試験成績書
嵩上げ工の接着剤	カタログ、試験成績書
鉄筋	ミルシート
土木安定シート	カタログ
その他の使用材料	カタログ、試験成績書等

3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
敷鉄板	22×1,524×6,096	茨城県筑西市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、平面図に示す KBM. 6 (H=35.115m) BNo. 0+44.820 付近、KBM. 104 (H=35.960m) BNo. 13+18.225 付近、KBM. 7 (H=35.518m) BNo. 21+31.558 付近を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりであり、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

工 種	確 認 内 容	確認時期・頻度	備 考
下地処理工	外観 付着強度	初期施工段階で1箇所 (左右側壁及び底版の3点)	
表面被覆工	外観 付着強度 被覆厚さ	初期施工段階で1箇所 (左右側壁及び底版の3点)	

断面修復工(鉄筋防錆処理を含む)	はつりの長さ・幅及び厚さ、外観、鉄筋処理状況	初期施工段階で1箇所	
目地充填工	長さ、幅及び深さ、外観	初期施工段階で1箇所	
ひび割れ補修工	長さ、溝はつりの幅	初期施工段階で1箇所	

(3) 歩掛検証

本工事の施工に当たり材料の使用数量及び各工程の作業時間、労務配置等に大幅な違いが想定される工種については歩掛調査を実施し、監督職員に報告するものとする。

なお、様式等詳細については監督職員より別途指示する。

(4) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ時間	事業区分
無筋コンクリート殻	大蔵生コンクリート(株)有資リサイクルセンター	城里町下青山 970	8:15～16:30	中間処理
プラスチック廃材(土木安定シート)	(株)茨城県リサイクル協会東海事業所	那珂郡東海村大字村松 2697-4	8:00～17:00	中間処理

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4. 構造物撤去工

(1) 取壊しにより発生するコンクリート殻は、産業廃棄物として適切に処理を行わなければならない。ただし、ネットフェンス等の金属屑は現場発生材として、監督職員が指示する現場発生材置場に搬出しなければならない。

(2) 既設水路のネットフェンス及び転落防止ネットの枠材は、原則、再利用することを計画しているため、丁寧に取り外し、監督職員が指示する現場発生材置場に搬出しなければならない。なお著しい劣化等により再利用が不可能と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、現場発生材置場における発生材の管理は、受注者において実施するものとし、特に盗難防止対策については、計画書を作成し、対策に要する費用等について監督職員と協議するものとする。

5. 補修工

(1) 準備工

- 1) 水路内に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するとともに、処理数量を報告しなければならない。なお土砂が堆積している場合は撤去したのち、水路敷へ在置するものとするが、現場の状況により、運搬・処分が必要となった場合は、設計変更で処理する。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

- 3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 下地処理工

1) 高圧洗浄工

施工に先立ち、監督職員立会いのもと、下表に示す条件で試験施工を行い、コンクリート表面の泥や藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去できることを確認しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

表面被覆工施工箇所では、単軸引張試験により個々又は平均 1.0N/mm^2 以上の付着強度につ

いて満足する下地面が確保できることを確認するため、下表のとおり試験施工を行うものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

なお所定の付着強度を確保できない場合は、監督職員と協議の上、洗浄圧力若しくは洗浄時間を変更し試験を継続するものとする。

① 高圧洗浄試験施工

施工箇所・範囲	洗浄圧	洗浄時間	測定地点・位置・箇所
表面被覆施工部 (両側壁・底版) 各部位 1 m ²	30, 50MPa の各洗浄圧 ※吐出水量最大 78L/分 を想定	3 分 間 / m ² を想定	3 地点 (施工上流部・中間部・下流部) について洗浄圧ごと、3 箇所 (左右側壁及び底版)、1 箇所当たり 3 個測定する。

② 下地処理後の付着強度試験及び既設水路表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

なお位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項 目	下地処理後	
	凹凸調査	付着強度試験
試験位置	500m ² ごとに 3 箇所	同左
施工場所 (1 地点当たり)	左右側壁：各 1 箇所	同左
	底版：1 箇所	同左
施工範囲 (1 箇所当たり)	0.3m × 0.3m	3 個
調査方法	測線間隔 6 cm 格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験噴射圧力 1 ケース毎に左右側壁及び底版の全 3 箇所について、それぞれ 3 個の単軸引張試験
試験の規格値		側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上、 底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上。

2) 高圧洗浄用水

洗浄水は近隣の生コンクリート工場から補給（運搬）するものとするが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

3) 高圧洗浄作業

高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。

4) コンクリート殻処理

高圧洗浄後に発生するコンクリート片等については、集積後所定の処理施設に搬出するものとする。また処理数量についても、監督職員に報告しなければならない。

なお高圧洗浄作業において、汚泥等が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 補修範囲の確認

補修範囲は高圧洗浄作業後、表面被覆工、ひび割れ充填工、断面修復工、目地充填工の位置及び範囲を現地確認するとともに、受注者にて補修工展開図を精査し写真等を整理した上で、監督職員に劣化状況に応じた対策工法の確認等を得るものとする。

(4) 表面被覆工

1) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などに応じてあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

2) 不陸調整

上記 (2) 1) ②に示すとおり、高圧洗浄後に摩耗厚の確認を左右側壁及び底版に対し行う。その結果を基に、モルタルの不陸調整厚を監督職員と協議するものとする。

なお不陸(凹凸)の調整は、表面被覆工に使用する材料とし、表面被覆工と一体的に行うものとする。

3) 表面被覆工

ポリマーセメントモルタルを所定の配合にしたがって練り混ぜた後、吹付による場合は吹付機によりコンクリート表面に被覆し、左官仕上げを行う。左官仕上げは、コテにより空気が混入しないよう注意しながら、側壁及び底版に所定の厚さで塗りつけるものとする。

ただしこれらの作業はたるみ、ムラのないよう入念に仕上げを行うものとする。

またポリマーセメントモルタルの塗装厚については、その使用材料及び不陸調整厚等勘案の上、監督職員と協議し最終決定するものとする。

以上の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継有効時間内に終了させなければならない。

なお被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

表面被覆工の施工は、開水路部の側壁及び底版は吹付機による施工、暗渠・BOX 部は左官施工を計画しているが、現場条件等により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

施工過程で生じる塗り継部は、劣化原因の弱部となり得るので、雨水等の侵入防止を踏まえた手順により施工するものとする。

4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう仕上げるものとする。

5) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により被覆表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。またその対応方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- 6) JR 横断部 (BNo. 3+45. 590~BNo. 4+13. 647) の施工においては、列車通過時は吹き付け作業を一時中断するものとする。

(5) 断面修復工

- 1) 高圧・超高圧洗浄、ピック、コンクリートブレーカ等を用い脆弱部を除去するものとする。
鉄筋が露出している場合は、劣化部の範囲より多少広く設定しコンクリートカッターで切れ目 (目安として 10~20 mm 程度) を入れ、鉄筋背面まではつり取ることとする。露出した鉄筋は、ワイヤブラシ等で入念に錆落しを行った上で清掃し、鉄筋に防錆材を塗布する。
なお鉄筋の腐食が著しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 既設コンクリートとの接着性を向上させるためプライマーを塗布するものとする。プライマーは、塗り残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なおプライマーを塗布せずに、所定の付着強度を確保する場合は、この限りではない。
- 3) 欠損部における断面修復材は表面被覆材と同様のポリマーセメント系モルタルを使用し、金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。
修復厚が 3 cm 以上ある場合は、1 層を 3 cm 以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。
なお日平均気温が 4℃ 以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。その対応方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 深さ 6cm を超える断面補修のはつりはハンドブレーカーの使用を想定しているが、現地の状況などを踏まえ、他の工法に変更する必要がある場合は監督職員と協議するものとする。

(6) 目地充填工

原則として、目地は既設目地と同位置に設けることとする。

- 1) 準備工
目地補修は表面被覆の施工後に行うことを標準とし、表面被覆の施工中は、目地に目地棒等を設置して表面被覆材が目地内部に入らないようにする。
目地部背面から湧水が見られる場合は、監督職員との協議の上、止水処理又は導水処理を行い、次工程へ移らなければならない。
- 2) 目地充填部の前処理
既設目地部の両端をコンクリートカッターで切り込んだ後、ピック等によりはつり取り、目地側壁に付着している異物を除去し表面を清掃したのち、バックアップ材をへら等を用いて所定の位置に設置するものとする。
- 3) 充填箇所の養生
目地周辺の汚れを防止するため、施工面を十分乾燥させた後、マスキングテープを貼り付けなければならない。
- 4) 目地材充填・仕上げ
専用プライマーをローラー、刷毛等で塗り残しが無いよう均一に塗布し、プライマー乾燥後、弾性シーリング材をコーキングガンで充填し、シーリング材がコンクリートによく密着するよ

うへラでしっかりと押さえ、表面を平滑に仕上げなければならない。

5) 養生

シーリング材が硬化するまでは、ホコリ等がつかないように、また降雨の恐れがあるときは、シート等で養生を行うものとする。

6. 嵩上げ工

嵩上げ工については、鉄筋コンクリート構造とする。

(1) 嵩上げ高さの確認

嵩上げ高さについては縦断図のとおりとするが、施工に先だって測量結果を元に、嵩上げ高さに不足がないように縦断図を精査し、監督職員に嵩上げ高さの確認を得るものとする。

(2) 嵩上げ工

1) 差筋・鉄筋工

- ① 高圧洗浄により、既設水路天端の汚れや劣化部分を除去し、天端中央部にハンマードリル等を使用して 0.25m 間隔で $\phi 16$ mm の削孔を行い、ブロアや刷毛等により孔内及び天端打ち継ぎ面を清掃する。
- ② 削孔部に鉄筋 (D13) を挿筋し、組み立てる。鉄筋の組立が完了した後、アンカー筋の定着を行う。

2) コンクリート打設

- ① 所定の嵩上げ高さとなるよう型枠を設置し、刷毛等で専用プライマーを打ち継ぎ面に塗布し、残りのないよう均一に塗布した後、コンクリートを打設する。
- ② 型枠設置時、掘削及び埋戻作業は必要ないと判断しているが、必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- ③ 目地 (エラスチックフィラー) の位置は既設側壁の目地と同位置とする。
- ④ コンクリートは人力打設を計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 養生

低温時の養生方法については監督職員と協議して定めなければならない。

7. 仮設工

(1) 施工ヤード

- 1) 施工ヤードは直接土木安定シート及び敷鉄板を敷設するものとするが、現場条件及び地権者の意向により表土剥ぎを実施する場合は、監督職員、地権者等の立会により表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- 2) ヤード造成の支障となるネットフェンス等は原則、再利用する事を計画しているため、丁寧に取り外し、保管しなければならない。なお著しい劣化等により再利用が不可能と判断される場合は、監督職員が新材使用を指示する場合がある。

(2) 水路内仮設

- 1) 施工ヤードよりクレーンにて資機材を吊り降ろすことを計画している。

- 2) 資機材の運搬には、不陸地運搬車（最大積載量 800kg）を使用する計画としているが、現場条件や施工方法等により、変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 既設水路保護のため、水路底版には一定以上の荷重を載荷してはならない。底版コンクリートの許容応力度は下表のとおりである。

項目	許容応力度
鉄筋引張 (N/mm ²)	236
圧縮応力 (N/mm ²)	12
せん断応力 (N/mm ²)	0.63
付着応力 (N/mm ²)	2.25

- 4) 水路を横断する橋梁下や暗渠内を通過する際は高さ制限に注意し、桁等に接触する事がないよう十分注意しなければならない。また別途安全対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 5) 水路内仮設の詳細については施工計画書に盛り込み、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
8. 原形復旧工
- (1) 場内復旧
- 1) 受注者は工事用地として使用する前後に地盤高を測定し、その沈下量を監督職員へ報告するものとする。
- なお、沈下量が大きい場合は、復旧方法等について監督職員と協議するものとする。
- 2) 水田及び畑地は石礫等の雑物撤去を十分に行ったうえで耕起を2回行うものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、共通仕様第1編1—1—10に規定する(1)又は(2)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(1) 水路補修工

1) 出来形管理

直接測定による出来形管理は別表1のとおりとする。ただし工法により、これにより難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

また撮影記録による出来形管理は別表2のとおりとする。

2) 品質管理

品質管理項目は別表3のとおりとする。ただし工法により、これにより難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

(2) 嵩上げ工

出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	項目	管理基準値	規格値(参考)	測 定 基 準
嵩上げ工	幅	+20 mm、－13 mm	－20 mm	施工延長概ね 20mにつき 1 箇所 の割合で測定する。
	高さ	+15 mm、－0 mm	－0 mm	

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１） 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２） 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３） 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４） 写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) ののチェックシステム

(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費 用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認 (以下「遠隔確認」という) を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

1. 第 2 章 4 項に示す工事数量に変更が生じた場合
2. 第 4 章 1 項に示す土質に変更が生じた場合
3. 湧水の出現があった場合
4. 第 4 章 2 項 (2) に規定する交通誘導警備員が必要となった場合
5. 原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合
6. 防音、防塵、防振処理等の対策の必要が生じた場合
7. 飛散防止対策を追加する必要が生じた場合
8. 産業廃棄物処理場、処理方法及び処理数量に変更、追加が生じた場合
9. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
10. 洗浄排水等の水質浄化設備が必要となった場合
11. 水路洗浄方法及び圧力に変更が生じた場合
12. 高圧洗浄後の調査により補修範囲、補修方法に変更が生じた場合
13. 水路内仮設及び指定仮設に変更が生じた場合
14. 既設構造物の保護対策等の必要が生じた場合
15. 材料の種類・規格・仕様等を変更する必要が生じた場合
16. 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
17. 嵩上げ工に変更が生じた場合

18. 目地充填工において止水処理または導水処理が必要となった場合
19. 第5章2の水替え工に変更が生じた場合
20. 別に示す参考歩掛の検証の結果、協議により変更が生じた場合
21. 歩掛調査の追加が生じた場合
22. 公共事業労務調査対象地区となった場合
23. その他精査により変更が生じた場合
24. その他監督職員が必要と認めたもの

第12章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途監督職員と協議するものとする。

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 2) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 3) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 5) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 6) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 7) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

（1）一般事項

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出

席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の１～１１の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、１２～１７については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- １） 洋式（洋風）便器
- ２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- ３） 臭い逆流防止機能
- ４） 容易に開かない施錠機能
- ５） 照明設備
- ６） 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鍵と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数 等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

7. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

8. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全

体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当た

っては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数 4週8休以上
鉄筋工		1.02
構造物とりこわし工	人力	1.02

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○ 監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○ 監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○ 事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○ 事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。

(3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、

変更積算のみに適用する。

- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なおWBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正值(%) = 真夏日率(%) × 補正係数*

※ 補正係数：1.2

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別表 1 直接測定による出来形管理

工種	項 目	管 理 基 準 値	規格値 (参考)	測 定 基 準
下地処理	外観	表面に付着物が無く、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	同左	施工延長概ね50～100m ごとに 1 箇所割合で処理面を目視確認する。
表面被覆工	被覆厚さ	側壁 + 3mm、－ 0mm 底版 + 7mm、－ 0mm	側壁 － 0mm 底版 － 0mm	施工延長概ね50m ごとに1箇所割合で測定する。1箇所につき左右側壁及び底版の3点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	同左	施工延長概ね50～100m ごとに1箇所割合で被覆面を目視確認する。
	面積(A)	－	施 工 面 積 ≥ 設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
断面修復工	長さ(L)	+ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	幅(H)	+ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	厚さ(T)	+ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。ただし、小規模補修(概ね1㎡未満)は1点測定する。
	外観	施工全面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
	面積(A)	－	施 工 面 積 ≥ 設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
鉄筋処理	外観	錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆剤塗布：塗り残し、塗りむらがなく、塗りむらがなくこと。	同左	各補修箇所を目視確認とする。
目地補修工 (目地充填工法)	延長(L)	-0mm	-0mm	各補修箇所。
	切削幅(B)	-0mm	-0mm	各補修箇所。 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所。
	切削深さ(H)	-0mm	-0mm	各補修箇所。 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所。
	充填量	設計量以上	設計量以上	充填総量を確認する。
	バックアップ材外観	バックアップ材が目地に対して正しく設置されていること。	同左	各補修箇所を目視確認とする。
	外観	目地材が目地に対して正しく充填されていること。 施工面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ、効果不良がないこと。	同左	各補修箇所を目視確認とする。

別表 2 撮影記録による出来形管理

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
下地処理		施工延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値(左右側壁及び底版)を撮影する。
表面被覆工		施工延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、練り混ぜ、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
		全1回	材料の総使用量がわかるもの(空缶、梱包材等)を撮影する。
断面修復工	断面修復工	施工延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
		全1回	材料の総使用量がわかるもの(空缶、梱包材等)を撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。
目地補修工 (目地充填工法)	切削工	施工延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ(左右側壁及び底版)、水路側壁外からの湧水がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。
	目地設置	施工延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、各補修箇所の延長を撮影する。
		全1回	材料(充填材、バックアップ材)の総使用量がわかるもの(空缶、梱包材等)を撮影する。

別表 3 品質管理項目

工種	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	規格値(参考)
下地処理工	付着強度	単軸引張試験	下地処理後500㎡ごとに3箇所(左右側壁及び底版)、1箇所当たりの試験数は3個	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は0.85N/mm ² 以上
表面被覆工	圧縮強度(材齢28日)	JSCEK-561	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のも のから採取 ②試験頻度：500㎡ごとに1回 ③試験体：円柱試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取。作製1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生	圧縮強度21.0N/mm ² 以上
	付着強度	単軸引張試験	表面被覆後500㎡ごとに3箇所(左右側壁及び底版)、1箇所当たりの試験数は3個	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値が0.85N/mm ² 以上
断面修復工	圧縮強度(材齢28日)	JSCEK-561	①試験体の作製：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のも のから採取 ②試験頻度：1配合ごとに1回 ③試験体：円柱試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取。作製1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生	圧縮強度21.0N/mm ² 以上